

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

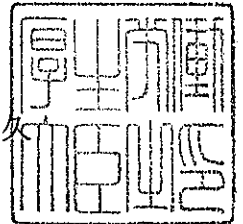
厚生労働省発職0331第3号

平成29年3月31日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの雇用保険率を千分の九（農林水産業及び清酒製造業については千分の十一、建設業については千分の十二）とするものとする。